令和5年度伊予市自動運転実証調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

I 目的

この要領は、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築に係る実証調査業務の候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も適切な者を当該事業の実施者として選定することを目的とする。

2 概要

- (I) 委託する業務名称 伊予市自動運転実証調査業務
- (2) 業務内容 別紙「伊予市自動運転実証調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結の日から令和6年3月10日まで
- (4) 委託見積限度額 本業務の委託見積限度額 金180,000,000円(消費税及び地方消費税を

含む) ただし、国庫補助金の採択及び予算の議決を受けた場合のみ契約する。

3 参加資格

プロポーザル方式等に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) プロポーザルに参加する者は、法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 公募開始から契約に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止 及び指名回避措置要綱(平成17年伊予市訓令第79号)に基づく指名停止中で ないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生 手続開始の 申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定 に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税、法人税及び主たる事業所が存する自治体の市区町村 民税を滞納していないこと。
- (6) 伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第1項から 第3号までの規定に該当していない者であること。
- (7) 国内で自動運転技術の実証実験を実施した実績がある者であること。

4 参加申込手続等

企画提案者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。 ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提出書類
 - ・提出する書類は、以下「提出書類一覧表」のアからコとし、正本 I 部、副本6部 を提出すること。

- ・原則として日本工業規格A4判を使用すること。
- ・全ての資料は2穴フラットファイルに綴り、下表「書類名」の区分間に仕切り紙 を差し込み、インデックスを貼付すること。
- ・ファイルには会社名、事業名及び正本、副本の別を明記すること。
- ・ 副本はコピー可であるが、正本をカラーで提出するものは副本もカラーコピー すること。

【提出書類一覧表】

	書類名	様 式 等	正本	副本	
ア	参加意思表明書	様式第2号	0		
	企画提案書		0	0	
	・任意様式とするが、A4判で20ページ(表紙、目次を除き、図表等は含む。両面印				
1	刷で10枚、A3判折込を認めるが、A3判は片面印刷のみとし、A4判両面と同数				
i i	とする。)を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。				
	・文字サイズは11ポイント以上(図中の説明は8ポイント以上)とすること。				
	・専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。				
	業務実施体制		0	0	
	・業務実施にあたっ	っての責任者の役職及び氏名、仕様書に記載の項目	ごとの	役割	
ゥ	分担を明確にす	- ·			
	・市との窓口となる担当者及び当該業務の責任者の氏名を明記することとし、退職				
	その他やむを得ない事情を除き、事業終了まで変更しないこと。ただし、市から担				
	当者の変更を求めた場合を除く。				
エ	工程管理表	任意様式(A4を横に使用して記載する)	0	0	
	参考見積書	任意様式(代表者印を押印すること)			
オ	及び明細書	仕様書に示す項目ごとの経費について、内訳を	0	0	
		記載(添付可)すること			
カ	業務実績	過去5年間の公共団体における自動運転技術の	0	0	
	米切入 特	実証及びそれに類する業務に係る実績			
+	会社概要	資本金、年商、組織図等	0	0	
		パンフレット等の添付も可			
2	法人登記簿謄本	所管機関が発行するもの	0		
ケ	印鑑登録証明書	所管機関が発行するもの	0		
П		国税に関する納税証明(その3の3)及び主たる			
	納税証明書	事業所が存する自治体の市区町村税の完納証	0		
		明書			

※クからコは3か月以内に発行したものを提出すること。

(2) 提出方法

持参又は送付とする。

(送付の場合は、上記受付期間内に事務所に届いたもののみを受け付ける。)

(3) 提出期限

令和5年5月22日(月)午後5時まで

(4) 提出先及び担当部署

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地伊予市企画振興部 企画政策課

5 質問受付及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、質問票(様式第1号)にて提出すること。

(1) 提出方法

メール kikakuseisaku@city.iyo.lg.jp によること。

※件名は「自動運転実証調査事業プロポーザルに関する問合せ」とする。

(2) 質問受付期間

令和5年5月12日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

ご提出いただいた質問は、原則3日以内に質問者に電子メールで回答します。

6 スケジュール

(I) 企画提案書提出期限 令和5年5月22日(月)午後5時まで

(2) プレゼンテーション及び審査 令和5年5月30日(火)午後1時30分より

(3) 審査結果の通知期限 令和5年6月5日(月)

7 企画提案内容(提案項目等)

企画提案書には、以下の内容について記述すること。

- (I) 事業に関する企画等
 - ① 実証実験の実施エリアに関する提案 将来的に自動運転移動サービスの実現の可能性が高いと考えるエリアを選定 すること。
 - ② 自動運転実証実験のシステム及び車両の提案 ①で提案する実施エリアの道路環境や周辺環境等を考慮した最適なものと すること。
 - ③ 実証実験の実施体制に関する提案 実証実験を実施するにあたり、移動サービスの担い手となる交通事業者の他、 協力企業や大学・研究機関と連携する場合の役割等を記載すること。
 - ④ 地域住民の理解促進・社会受容性の醸成に関する提案 実証実験前後の住民ニーズの把握、社会的受容性を計測する調査方法に ついて記載すること。
 - ⑤ 事業実施スケジュールの提案 別紙「伊予市自動運転実証調査業務委託仕様書」に基づき、事業実施スケジュールを記載すること。
 - ⑥ 社会実装を見据えた事業提案 事業の再現性、持続可能性の観点から自動運転の収益モデルを提示する こと。

(2) 概算費用

事業の実施に係る概算費用を見積もり、内訳がわかるよう項目ごとに記述する こと。

(3) 類似業務の実績

過去に主催又は受託した類似事業(実証実験等)の実績を記述すること。

(4) 事業実施体制及び業務経歴

事業を受託した場合の業務実施体制及び業務に従事するスタッフの過去の業務 履歴を記述すること。

8 提案の審査及び選定

(I) 審査委員会の設置

応募された提案については、伊予市が設置する自動運転実証調査業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による審査を行い選定する。

(2) 審查方法

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより 行う。

- ① 日時:令和5年5月30日(火)午後 ※出席時間については、別途連絡する。
- ② 場所:伊予市役所 3階 庁議室 ※必要に応じ、リモートでの出席を認める。
- ③ 出席者:提案者側の出席者は3名までとする。
- ④ 説明時間:プレゼンテーションは I 社20分程度、説明終了後に質疑応答を I O 分程度行う。
- ⑤ 資料等:審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布 や投影は禁止する。

(3) 主な評価項目等

評価項目	評価の観点	配点
①運営能力及び業務	・類似業務の実績、成果を有しているな	10
実施体制	ど、知識やノウハウ、経験等を十分に活か	
(業務実施手順及び	せることが期待できるか。	
作業スケジュール)	・適切な人員配置、指導監督体制が整備	
	され、業務実施手順を示す実施フローや	
	工程表について、妥当なものであるか。	
②実施エリア選定	・将来的に自動運転移動サービスの実現	20
	の可能性が高いと考えられるエリア選定	
	の提案となっているか。	
③自動運転システム	・実施エリアの道路環境や周辺環境等を	20
及び車両の提案	考慮した最適な提案となっているか。	
	・ルート選定について、技術検証が実施可	
	能なものとなっているか。	
	・乗客及び周辺歩行者、車両の安全性を	
	確保した計画となっているか。	

④実証実験の実施体 制に関する提案	・実証実験を実施するにあたり、移動サービスの担い手とする交通事業者の他、協力企業や大学、研究機関と連携する場合、その理由や役割等が記載されているか。 ・地域住民の理解促進・社会的受容性を計測できる調査項目は妥当なものでるか。	20
⑤社会実装を見据え た事業提案(継続 性)	・社会実装に向けて本業務終了後も持続可能性を意識した収支計画と、事業内容の充実・発展が見込まれる提案となっているか。	30
計		

9 審査結果の通知

審査結果は、令和5年5月31日(水)以降、全ての提案者に文書で通知する。(通知期限 令和5年6月5日(月))

なお、審査結果は伊予市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、審査委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効と する。

- (1)「3 参加資格」に定める要件を満たさない(満たさなくなった)者による提案。
- (2)「6 スケジュール」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (3) 企画提案書その他提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

|| 契約の締結

(I) 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に 伊予市と契約関係は生じない。

国庫補助金の採択及び予算の議決を受けた場合、実施候補者を見積者として見 積依頼を行う。見積者から見積書が提出され、その金額が予定価格の範囲内であっ た場合は、その者と契約を締結する。

(2) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、伊予市が示した仕様書及び候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、事業目的達成のために必要と認められる場合は、伊予市と候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

候補者との協議が整わなかった場合や候補者が契約を辞退した場合は、審査結

果において次点であった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案は1事業者1提案とする。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則として認めない。
- (3) 企画提案書の用紙サイズは、A4版(横書き、要ページ番号)とする。ただし、図表などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- (4) 提案者から提出された書類等については理由の如何に関わらず返却しない。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。

様式第1号

質問票

年 月 日

伊予市長 様

令和5年度伊予市自動運転実証調査業務委託に係る公募型プロポーザルに関し、 実施要領第5項に基づき下記のとおり質問します。

所在地

法人名

代表者

No	質問項目	質問の詳細(簡潔にまとめて記載してください)
ı		
2		
3		

(連絡先) 部 署

役 職

氏 名

電話番号

電子メール

年 月 日

伊予市長 様

(提出者) 所在地

法人名

代表者
印

電話番号

(担当者) 部 署

役 職

氏 名

電話番号

電子メール

プロポーザル参加意思表明書

令和5年度伊予市自動運転実証調査業務委託に係る公募型プロポーザルについて、 実施要領及び仕様書に記載の内容を理解し、参加意思を表明するとともに、別添のと おり関係書類を提出します。